

令和8年度の推進方策について

令和7年度の取組実績に基づく課題設定

(1) 企業からのJD掲載を増やす

- ◆ 特定の企業、地域、専門分野でJDが集中
 - ⇒ 交流会等を通じた会員企業へのアプローチの強化
 - ⇒ 地域産業を支える中堅企業や金融、保険、商社といった今後博士人材の活躍が期待される業種、ベンチャー企業等の開拓
- ◆ 人社系のJDが少ない
 - ⇒ 官公庁等での受け入れを拡大し、幅広いジョブ創出
- ◆ 直接雇用の形態でのインターンシップの実施が困難
 - ⇒ 学生受け入れにかかる契約形態の見直しを検討

(2) 学生の応募数を増やす

- ◆ 学生のジョブ型研究インターンシップの認知度が低い
 - ⇒ 学生向けにメリット等を紹介するPR資料の刷新
 - ⇒ 事務局コーディネーターによる登録学生に対する積極的な周知
 - ⇒ 事務局説明会や交流会等のイベントを通じた周知の促進
- ◆ 長期間(2ヶ月間)でのインターンシップへの参加が難しい
 - ⇒ 実施期間を1か月程度まで短縮が可能である旨を重点的に周知

(3) マッチング成立を増やす

- ◆ 企業へのアプローチが不十分
 - ⇒ JD未掲載企業への個別アプローチを強化、学生情報を起点とするマッチングを促進
- ◆ 応募学生、応募後に不成立となった学生のフォローアップや企業へのアプローチが不十分
 - ⇒ 事務局コーディネーターによる個々の学生に対するフォローアップを強化

令和8年度の推進方策<課題(1)関係>

【官公庁などによる人社系分野JDの拡大】

(狙い)

- 近年、省庁では、博士号取得者の採用を積極的に取り組んでおり、令和7年4月時点の博士号取得者は府省合計で60名と、今後ますます博士人材の登用が進むことが見込まれることから、企業以外での受け入れの拡大を図る。
- 行政に関わる業務は、学問分野の専門性はもちろん、その他にも創造性や国際性といったトランスファラブルな資質が求められるため、文系博士も含め、幅広い分野の学生を対象とするインターンシップを実施することが可能になると考えられる。
- 特に、人社系分野でのジョブ型研究インターンシップの受け入れ拡大は大学、学生からの要望もある中で、企業側からはジョブの設定が難しいといった声もあり、官公庁で文系博士学生の受け入れを行うことは効果的であると考えられる。

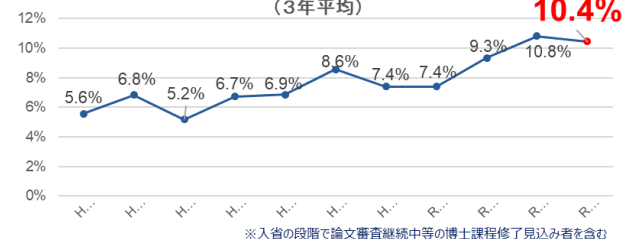
(方策)

- ①文部科学省での受入実績を踏まえ、受入スキームの整理、取組事例を作成する。
- ②文部科学省での取組を他省庁に対して説明・周知を行い、ジョブ型研究インターンシップの実施拡大を図る。

文部科学省職員（総合職）における採用状況

博士課程修了者を積極的に採用。

総合職採用者数に占める博士課程修了者※数の割合
(3年平均)



【直接雇用型、共同研究型に限らない多様な受入形態の検討】

(狙い)多様な受入形態によるインターンシップの実施を可能とすることでさらなるJDの拡大を図る。

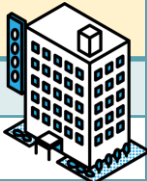
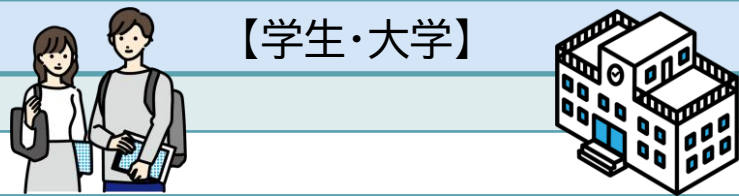
(方策)企業、大学の受け入れにかかる課題も踏まえ、受け入れにかかる契約形態に関するガイドラインの見直しを検討する。

(参考)文部科学省におけるジョブ型研究インターンシップの受け入れについて

文部科学省で受け入れ体制

- ▶ 非常勤職員(パートタイム職員)の身分として雇用
- ▶ 実施期間は8月から原則2ヶ月間 ※研究活動の事情等により開始時期・実施期間は調整が可能
- ▶ 週の勤務時間は29時間まで ※週の勤務日数・勤務時間数は学生との調整により決定
- ▶ 給与、諸手当、サービス、災害補償等については非常勤の国家公務員の規程に準ずる
- ▶ 雇用条件のほかインターンシップ実施に関する基本的な取り決めについて、所属大学との間で「インターンシップ実施契約書」を締結

●文部科学省における受け入れ実施フロー(8月受け入れ開始)

	【文部科学省】 	【学生・大学】 
(募集開始前)	●基本方針・実施要項の作成	
4月	●省内での受け入れ希望照会	
5月	●ジョブディスクリプション(JD)作成 ●専用システムへのJD掲載	
6月	(募集期間)	●専用システムから応募(学生)、応募承認(大学)
7月	●選考の実施 書類選考、面接(対面orオンライン) 合否通知 ●受入れ手続き 採用関係手続き 実施契約書締結	●必要書類準備(学生)…履歴書・在学証明書、誓約書等 ●実施契約書締結(大学)
8月	●インターンシップ実施期間	
9月	受け入れ課室での実務体験、実習成果報告、学生へのフィードバック	
10月	●評価書・評価証明書の作成 (大学・学生へ送付)	●評価書をもって単位認定手続き(大学)

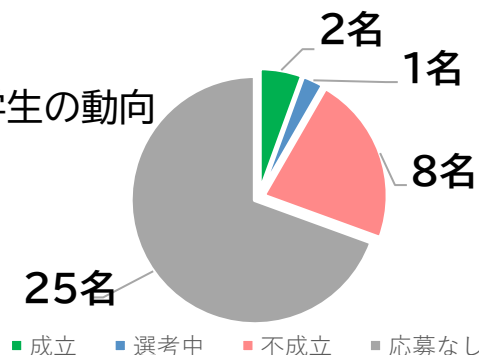
令和8年度の推進方策<課題(2)、(3)関係>

【学生情報を起点とするマッチングの促進】

令和7年度事務局コーディネーターの面談実績

	面談学生 人数
A	17
B	18
C	1
合計	36

面談実施後の学生の動向



- 事務局コーディネーターは、3名体制(企業での人事経験や大学のキャリアセンターの経験有)※うち1名は12月から稼働開始
- 複数回面談を実施している学生もいるため、面談会数として合計は40回以上

- 面談実施後にマッチングが成立した人数 2名
- 「応募なし」の主な理由は、応募可能なJDが無かった、来年度に向けて準備している等

(方策)

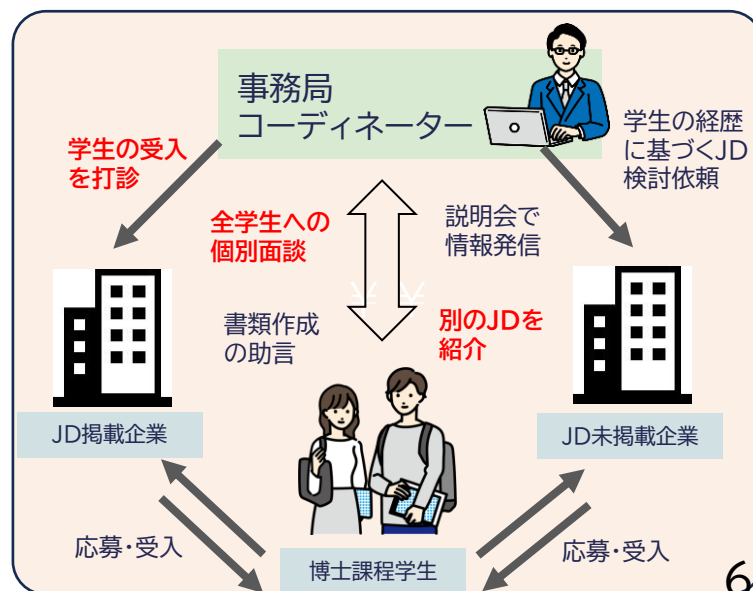
①学生情報を起点とするJDの作成・受入の促進

- ・JD未掲載の会員企業に対してインターンシップの参加に関心のある学生情報(専攻分野、スキルセット、希望職種等(個人情報除く))提供。
- ・学生の研究テーマや内容に関する情報の企業への発信を強化。
- ・学生面談を通じて得られたニーズを踏まえ、JDの作成、受入等を調整。

②学生に対するフォローアップの充実を図る。

- ・新規登録学生に対して能動的なアプローチを行い、学生の認知度の向上を促進。
- ・複数のJDへ同時に応募が可能であることなど制度に関する周知を強化
- ・応募を検討している全ての学生を対象としたフォローアップ面談実施。
- ・応募後に不成立となった学生に対しては、プロフィールの見直しや、新たなJD紹介を行うなど積極的なサポートを実施。

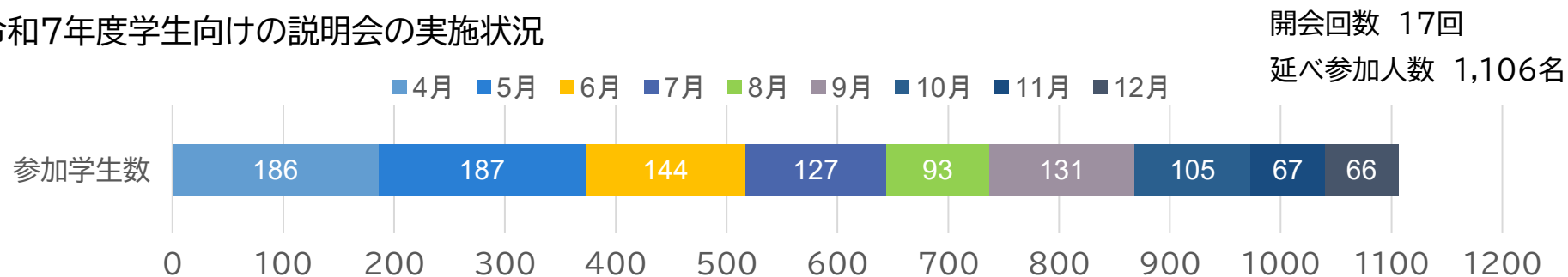
「事務局コーディネーター 活動イメージ」



令和8年度の推進方策<課題(2)、(3)関係>

【説明会、交流会等のイベントでの周知の強化】

●令和7年度学生向けの説明会の実施状況



●その他、令和7年度の主な活動実績

- ・対面による企業と学生の交流イベントの開催(Coop-J交流会) 2件(各回 学生約50名、企業約10社)
- ・大学主催のイベントや学会等への参加、ブース出展 6件
主な行事:「数学・物数理科学専攻若手研究者のための異分野異業種交流会」、「未来の博士フェス2025」、「応用物理学会」、「京都大学ポスター発表会」等
- ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス(文部科学省・日本学生支援機構主催)」や各分野の大学関係者(部局長)が集まる会議等で周知(情報系分野、薬学系分野、農学系分野)

(方策)

- ①ジョブ型研究インターンシップに参加することのメリットやその効果を周知するPR資料を作成する。
- ②新規登録学生に対して事業の周知や専門分野別の掲載JDの紹介を行う。
- ③JD募集開始時期にあわせて全国の各地域で企業と学生の交流イベントを開催(オンライン含む)する。

(参考)ジョブ型研究インターンシップの連携認定制度について

ジョブ型研究インターンシップ実施方針(ガイドライン)において、「連携促進のための連携認定」の方策が示されており、今後、推進協議会(コンソーシアム)において実施要綱を定め、令和8年度から運用を行うものである。

(参考:実施方針)

◆連携促進のための連携認定

- ・特定の大学・企業等間のみで本インターンシップと同趣旨の活動を行うなど、本協議会に参画することなく行われる同趣旨のインターンシップについて、連携認定を行う。
- ・連携認定の要件は、本実施方針に示すジョブ型研究インターンシップの定義とする。
- ・連携認定の事務は事務局において行い、認定主体は本協議会とする。
- ・連携認定を受けたインターンシップに関する活動を行う際には、ロゴマークの使用を認める。具体的使用ルールについては、本協議会で決定する。

(実施要綱の主な内容(案))

- 本協議会のシステム以外で、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及を図ることを目的とすること。
- 連携認定を行う際の要件は、実施方針に示す以下のとおりとすること。
 - ① 研究遂行の基礎的な素養・能力を持った大学院博士課程学生を対象としたインターンシップであること。
 - ② 長期間(原則として2ヶ月以上とし、内容に応じて短くすることも可能)かつ有給のインターンシップであること。
 - ③ 大学等が正規の教育課程の単位科目として実施するものであること。
 - ④ 企業等が実施方針に沿ったジョブディスクリプション(業務内容、必要とされる知識・能力等)を提示したうえで、受入れを行うものであること。
 - ⑤ インターンシップ終了後、企業等が学生に対し面談評価を行い、評価書・評価証明書を発行するものであること。
- 大学・企業等から連携認定の申請があった場合、要件に該当すると認められたものを推進協議会が認定するとともに、認定した取組は推進協議会のウェブサイト等で公表できること。
- 連携認定を受けたインターンシップは、ジョブ型研究インターンシップと称するとともに、ロゴマークを使用できること。
- 連携認定を受けたインターンシップは、毎年度、参加学生数等の実施状況を推進協議会に報告すること。
- 連携認定の事務は事務局において行うこと。